

第 四 次
羽村市防犯、交通安全及び
火災予防を推進する計画
(案)

計画期間

平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月

平成 30 年 4 月

羽 村 市

目 次

1	計画の基本的事項	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連	1
	(3) 計画期間	3
2	羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況と防止に関する課題	3
	(1) 犯罪の発生状況と防止に関する課題	3
	(2) 交通事故の発生状況と防止に関する課題	4
	(3) 火災の発生状況と予防に関する課題	6
3	計画の目標及び基本方針	7
4	推進計画	9
	(1) 計画の体系図	9
	(2) 施策の展開	10
	【基本方針1】 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚	10
	【基本方針2】 地域における生活安全に関する取組みの拡大	13
	【基本方針3】 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備	20
5	計画を推進するために	25
	(1) 推進会議の役割	25
	(2) 推進会議の組織	25
■	資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況	26
	1 犯罪の発生件数の推移	26
	2 交通事故の発生件数等の推移	29
	3 火災の発生件数の推移	32

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例 第7条」に基づき、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の対象範囲と長期総合計画との関連

【計画の対象範囲】

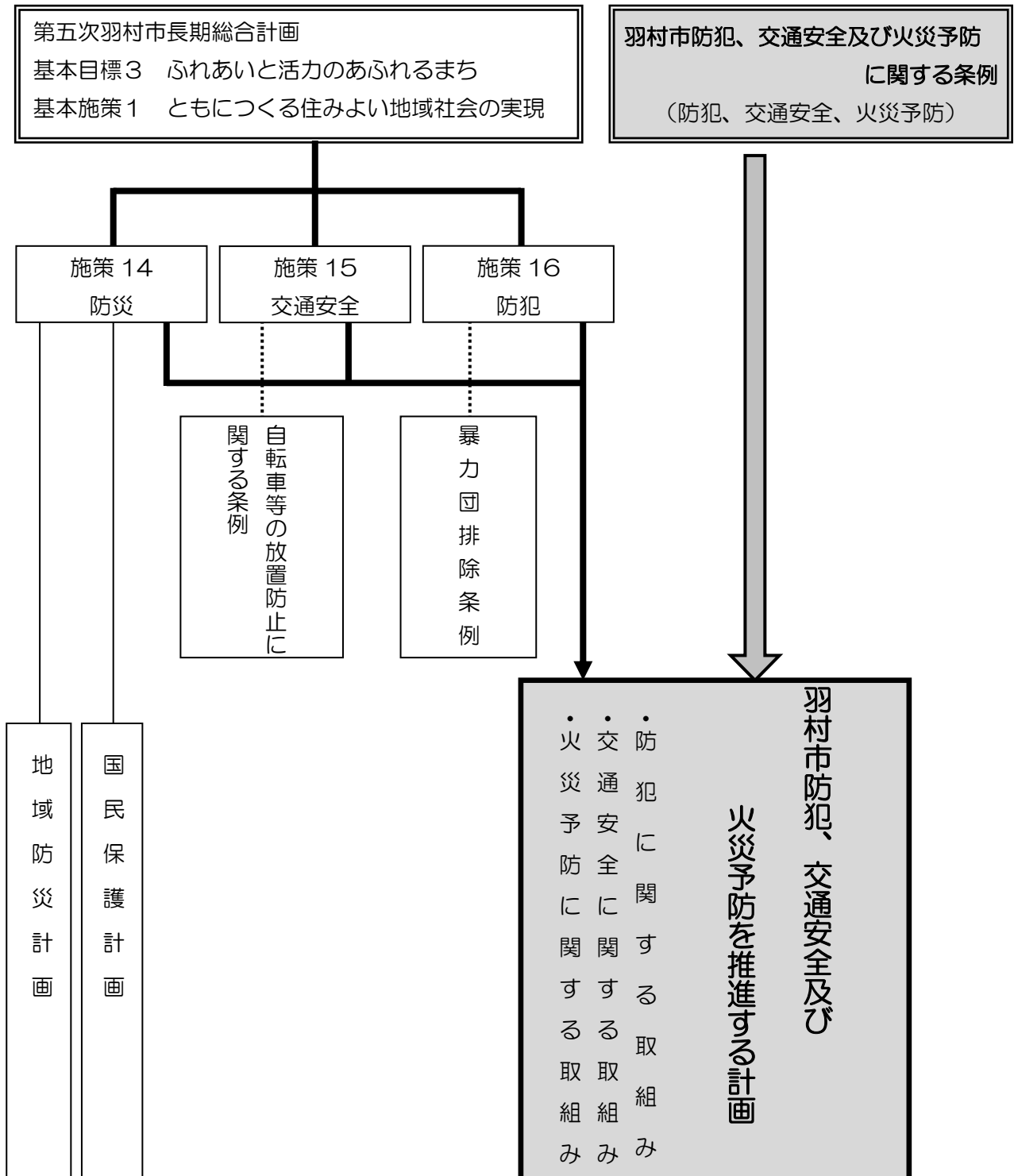
市民の安全に関し、既に市では、個別の計画として震災等の災害対策については「羽村市地域防災計画」、武力攻撃や大規模なテロ等への対策については「羽村市国民保護計画」が設けられています。また、交通安全対策では、交通を阻害する路上に放置された自転車及び原動機付自転車について、「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」を定めています。

「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」は、これらの個別計画等と整合性を図りながら、防犯、交通安全及び火災予防の分野において、市民が安全で安心して暮らせるための環境整備にかかるガイドラインとして定めるものです。

本計画は、この条例に基づき定められるものであることから、その対象範囲は、防犯、交通安全及び火災予防の分野として位置付けます。

【計画の位置付け（長期総合計画等との関係）】

本計画は、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」第7条に基づき、防犯、交通安全及び火災予防の対象範囲において、策定する計画であると同時に、羽村市長期総合計画が目指す防災、交通安全、防犯の対策を確実なものとするものであり、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、生活の安全の確保に関する具体的な施策を総合的に推進する計画です。



(3) 計画期間

本計画の実効性を確保するためには、刻々と変わる社会情勢や、市内における犯罪・交通事故・火災等の状況の変化に対応した計画とする必要があることから、計画期間は3年間とし、3年ごとに計画内容の見直しを図ることとします。

なお、社会情勢に応じた軽微な変更については、随時変更することとします。

2 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況と防止に関する課題

(1) 犯罪の発生状況と防止に関する課題

【犯罪の発生状況】

平成15年からの市内における犯罪発生件数をみると、平成15年から平成18年までは、1,000件前後で推移していましたが、平成19年以降は、800件前後で推移しながらも、徐々に減少に向かっています。

平成28年の年間犯罪件数は550件となっており、市内の特徴としては他の自治体よりも自転車盗が多く発生し、さらに高齢者を狙った「振り込め詐欺」等の、新たな手口による犯罪被害が発生しています。

市内における振り込め詐欺等の被害総額は、平成27年中は約2,202万円、平成28年中は約6,235万円と被害が発生している状況で、これは振り込め詐欺の手口が多様化・巧妙化しているという背景があります。

そのほかに、近年では危険ドラッグを一般市民がインターネットを利用し、簡単に購入できる状況となっています。市内では危険ドラッグを吸引し自動車の運転を行い、交通事故を引き起こす事例は発生していませんが、十分に注意しなければならない状況にあります。

【犯罪防止に関する課題】

現在、犯罪防止策として市民生活安全パトロールをはじめ、市内の各所において地域住民や事業者等の方々によりパトロールや見守りなどの活動を実施するとともに、駅周辺や通学路等に防犯カメラを設置し、街頭における犯罪の抑止に努めています。

一方で、振り込め詐欺等の詐欺犯罪を防止することは、パトロールや見守り活動では困難であることから、自動通話録音機の貸与や防犯キャンペーン等による啓発活動、市内の全高齢者世帯の自宅へ訪問し、直接本人に振り込め詐欺等の説明を行うとともに、金融機関等と連携し、新たな手口による詐欺等の犯罪を防ぐ対策を講じることが課題となっています。

また、市内における自転車盗が、福生警察署管内の他の自治体に比べ、発生件数が多くなっています。その要因として、市営自転車等駐車場について、誰もが気軽に長時間駐車できることによって、自転車が狙われることがあげられます。

また、一般住宅や集合住宅については、監視体制が手薄な駐輪場での自転車盗が増えていることもあげられます。

さらに、自転車駐車に対し、無施錠で自転車を駐車している方も多いことから、自転車盗に対する防止策を講じることが必要となっています。

このほかに、危険ドラッグに対する危険性の認識の向上について対策を講じることがも課題となっています。

また、近年の犯罪として、スマートフォンの保有率が増加するなか、SNS等のコミュニティサイトによる犯罪被害が問題視されており、消費者相談も寄せられていることから、今後の犯罪防止に向けて、研究していく必要があります。

(2) 交通事故の発生状況と防止に関する課題

【交通事故の発生状況】

市内における交通（人身）事故の年間発生件数をみると、平成 15 年から平成 20 年まで年々減少し、平成 21 年からは 250 件前後を推移し、平成 26 年からは、150 件前

後まで減少し、減少傾向となっています。

また、この間の交通（人身）事故による死傷者数についても、発生件数と同様となっており、減少傾向となっています。

【交通事故防止に関する課題】

市内における交通（人身）事故については発生件数、死傷者数とも減少傾向にあります。

警視庁管内では、交通事故の発生件数は、平成 19 年をピークに減少傾向となっており、都内の平成 28 年中における交通事故死者数は 159 人で平成 27 年の 161 人に比べ、減少しております。

このうち高齢者は 63 人（約 40%）となっており、年齢層別では最も多くなっています。高齢者の交通事故の主な要因として、信号無視、横断歩道以外での横断、交通ルールを無視した運転等があげられることから、春秋の全国交通安全運動や T O K Y O 交通安全キャンペーン等においても高齢者の事故防止が重点目標に掲げられています。市でも交通安全推進委員会及び福生警察署等の関係機関と連携しながら、こうしたキャンペーン等を通じて、高齢者向けに事故防止のための啓発活動を一層推進していく必要があります。

また、自転車事故の多発に関しては、交通ルールを無視した危険な運転やマナーの悪化が大きな要因として考えられます。自転車利用のルール、マナーは子どものうちから身に着けることが大切であることから、市では、小・中学校において自転車の安全な乗り方を含めた交通安全教室を実施しており、高齢者の参加も呼びかけています。

今後もこれらを継続するとともに、一般市民向けの啓発活動にも取り組む必要があることから、自転車利用者のルールの遵守とマナーの向上をどのように推進していくかが、自転車事故防止に向けた大きな課題となっています。

(3) 火災の発生状況と予防に関する課題

【火災の発生状況】

平成 15 年からの火災の発生状況を見ると、発生件数は増減を繰り返しながら、平成 19 年をピークに減少傾向にあり、平成 22 年以降は、平成 24 年と平成 27 年を除き 20 件前後で推移しています。

また、火災原因に大きな変化はなく、「放火・放火の疑い」「電気関係」が、ほぼ全体の半数以上を占めています。

なお、平成 29 年の火災発生件数は〇〇件となっています。

【火災予防に関する課題】

平成 10 年からの統計では火災の原因別発生件数の約 35 パーセントが、放火（疑いを含む）によるものであり、大きな問題と捉えています。

また、市の特徴として工場が集中している地域があり、工場火災が発生すると大規模な火災につながる可能性があります。平成 24、25 年には工場での火災が発生していることから、福生消防署と連携し、事業者の意識の向上と火災予防に力を入れてきた結果、延焼面積は年々減少しています。

また、平成 25 年度には「羽村市民の火災予防活動の向上に関する協働宣言」を市、福生消防署、NPO 法人市民パトロールセンターはむらの三者による協働宣言を行い、関係機関との連携・協力による、火災予防等の安全活動の推進強化を図り、平成 29 年 10 月 21 日には「火災による死者ゼロ 4,000 日」を記録しました。これは、現在も更新を続けています。

今後も、火災予防のための啓発活動や地域ぐるみで放火されない環境づくりを推進するとともに、パトロール活動に一層力を入れていくことが課題となっています。

3 計画の目標及び基本方針

今後、羽村市が、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、この計画を推進するうえでの目標及び基本方針を次のように定めます。

目 標

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現

基本方針

1 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、まず市民自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要であることから、防犯、交通安全、火災予防といった生活安全に関する意識の高揚を図ります。

2 地域における生活安全に関する取組みの拡大

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域において団体や個人が連携・協力しながらパトロール、見守り活動等に取り組むことが重要であることから、地域における生活安全に関する取組みの拡大を図ります。

3 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、市、市民、事業者、土地等管理者がそれぞれの責務を果たしつつ、連携・協力しながら市全体で総合的な生活安全に関する施策を推進していくことが重要であることから、その推進体制を整備していきます。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例における 市、市民、事業者、土地等管理者の責務

【市の責務（条例第3条）】

市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生活の安全を確保するための計画の策定、啓発活動、情報提供及び環境整備
- (2) 市民、事業者及び土地等管理者の活動に対する支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活の安全を確保するために必要と認める事項

2 市は、前項の施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体等と連携を図るものとする。

【市民の責務（条例第4条）】

市民は、自らの生活の安全の確保に必要な措置を講じ、相互に協力して生活の安全を確保する活動を推進するよう努めるものとする。

【事業者の責務（条例第5条）】

事業者は、所有若しくは管理する施設又は事業活動に関し、生活の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

【土地等管理者の責務（条例第6条）】

土地等管理者は、所有又は管理する土地等に関し、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

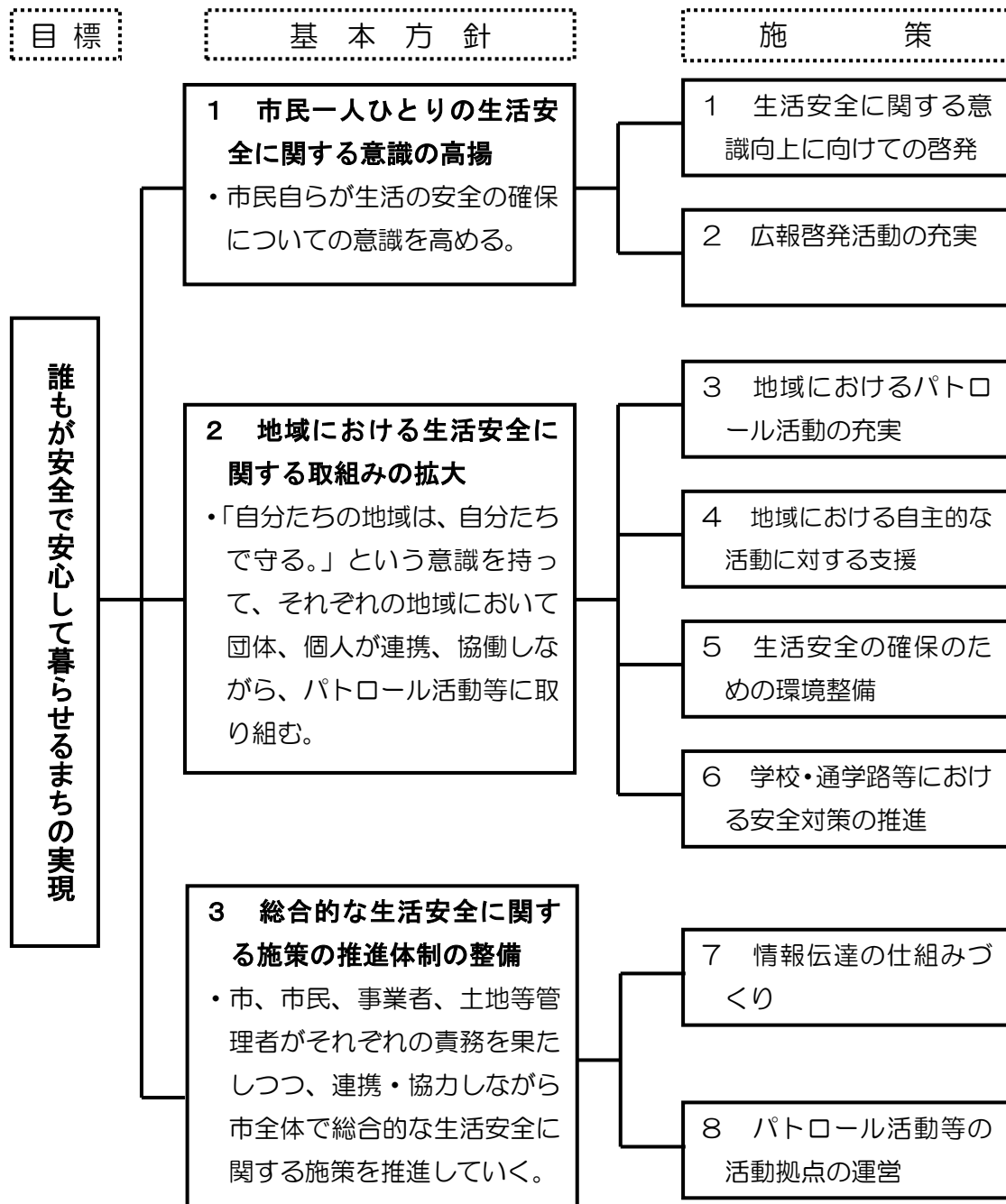
○参考（条例第1条 目的）

この条例は、羽村市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、羽村市、市民、事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

4 推進計画

(1) 計画の体系図

推進計画の体系は次のとおりとします。



(2) 施策の展開

【基本方針1】 市民一人ひとりの生活安全に関する意識の高揚

【施策1】 生活安全に関する意識の向上に向けての啓発

誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、自らが生活の安全の確保についての意識を持つことが重要です。このためには、防犯、交通安全及び火災予防といった生活安全に関する知識の習得が必要であることから、市では関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえて啓発活動に取り組みます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取組みの内容	担当課
防犯意識の向上に向けて啓発活動の実施	・福生警察署等の関係機関と連携・協力しながら、市のイベントや防犯キャンペーンにおいて、犯罪防止と犯罪被害に遭わないための啓発活動に取り組みます。	防災安全課
防犯に関する講習会等の開催	・福生警察署等の関係機関や市民等と連携・協力しながら、防犯対策に関する情報を提供するため、防犯講習会（座談会）等を開催します。	防災安全課
交通安全教育の充実	・福生警察署等の関係機関と連携・協力しながら、各種講習会や児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に関する知識の普及に努めます。 ・自転車事故防止のために、自転車運転のルールへの遵守とマナーの向上や、自転車安全教室（自転車運転免許制度）の充実に努めます。 ・高齢者の交通事故防止策として、高齢者向けの交通安全講習会を実施します。 ・高校生及び女性を対象とした交通安全講習会を実施します。	防災安全課 学校教育課 小・中学校
火災予防のための警戒・啓発活動の実施	・福生消防署等の関係機関と連携・協力しながら、消防団による火災予防のための警戒・啓発活動をはじめ、市のイベント時における広報活動等を通じて、市民等の火災予防のための知識の普及と意識の向上に向けての啓発に取り組みます。	防災安全課

生活安全に関する意識の向上	・「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、関係機関と連携し、年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、生活安全に関する意識の向上に取り組みます。	防災安全課
声かけ・あいさつ運動の推進	・見知らぬ人や拳動不審者に対し、パトロール活動等で声かけやあいさつを行い、防犯、交通安全及び火災予防等の抑止に取り組みます。	防災安全課

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
生活安全に関する知識の習得	・市民は、自らの生活安全の確保のため、防犯、交通安全及び火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。
広報媒体の活用とイベント等への参加	・市及び官公庁が発信する情報を極力活用し、生活安全等に関するイベント等へ積極的に参加します。
生活安全に関する意識の向上	・「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、パトロール活動等を通じて、生活安全に関する意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	・見知らぬ人や拳動不審者に対し、町内会・自治会の見守り活動等で声かけやあいさつを行い、犯罪、交通事故、放火等の抑止に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
生活安全に関する知識の習得	・自らの事業活動及び所有または管理する施設の安全確保のため、防犯、交通安全及び火災予防に関する必要な知識の習得に努めます。
生活安全に関する意識の向上	・「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、生活安全に関する教育等を実施し、従業員の意識の向上に努めます。
声かけ・あいさつ運動の推進	・見知らぬ人や拳動不審者に対し、個々の業務を通じて、声かけやあいさつを行い、犯罪、交通事故、放火等の抑止に努めます。

【施策2】 広報啓発活動の充実

防犯、交通安全、火災予防など生活の安全に関する情報をより多くの市民、事業者に提供し、それぞれの知識の習得及び意識の向上に向けての啓発を促進していくために、さまざまなメディアを使って、タイムリーな情報提供に努めます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
広報啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者及び関係機関と連携しながら、防犯、交通安全及び火災予防に関する知識の普及、啓発のため、広報はむら、市公式サイト、テレビはむらをはじめ、ポスター掲示、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用して広報啓発活動の充実に取り組みます。 	防災安全課
緊急の場合の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全に関する情報のなかで、緊急を要する情報については、防災行政無線、メール配信サービス等を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。 	防災安全課 広報広聴課 子育て支援課 学校教育課 小・中学校
危険ドラッグに対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 広報はむら、市公式サイト等をはじめ、イベントやキャンペーン時におけるチラシ配布等、さまざまな媒体を活用し、危険ドラッグに対する危険性について、認識してもらうよう周知していきます。 	健康課 防災安全課
サイバー犯罪に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署等の関係機関と連携・協力しなら、広報はむら、市公式サイト等をはじめとする、さまざまな媒体を活用し、サイバー犯罪対策について、周知していきます。 	防災安全課

【基本方針2】 地域における生活安全に関する取組みの拡大

【施策3】 地域におけるパトロール活動の充実

市では、平成 15 年から市民生活安全パトロールとして、青色回転灯を装着した車両による市内全域の夜間パトロールに取り組んできました。

一方、同時期に市民ボランティアによる駅周辺の徒歩パトロール活動が実施され、平成 17 年には青色回転灯装着車による昼間のパトロール活動が実施しました。

その後、防犯活動をより充実させるため、市民主体により NPO の法人化が進められ、平成 23 年 9 月に認証取得しました。

今後は、安全・安心のまちづくりを担っていただく NPO の活動を支援するとともに、連携を密にし、犯罪の抑止を図るための活動を続けていきます。

このほかにも市内では、金融機関や事業者による防犯パトロールや、各地域におけるパトロールや子どもの見守りなど、さまざまな自主的活動が行われています。市民、事業者それぞれが「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持ち、パトロールや子どもの見守り活動に取り組むことは、羽村市が「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて必要不可欠であることから、市ではこうした活動の充実に取り組みます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
NPO 法人市民パトロールセンターはむらへの活動支援	・市民ボランティアにより行われてきた防犯活動をより充実させていくため、市民主体による NPO 法人の団体として平成 23 年 9 月 30 日に設立しました。市では、安全・安心のまちづくりを担う NPO 法人の活動を支援していきます。	防災安全課
市民生活安全パトロールの継続	・NPO 法人市民パトロールセンターはむらへ市内全域のパトロールを委託し、引き続き侵入盗犯や街頭犯罪の防止、交通事故の防止、放火等による火災の予防に取り組めます。	防災安全課

パトロール活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 防犯等関係団体連絡会や年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間等を通じて、各関係機関及び市民主体による各団体と協力・連携し、犯罪、交通事故、放火等の抑止に向けて、パトロール活動を支援していきます。 	防災安全課
------------	---	-------

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩パトロール隊や青色回転灯を装着したパトロールカーを使用した犯罪抑止の活動を中心に、市内全域のパトロールを実施するとともに、他の団体や関係機関等と連携の強化を図りながら、侵入盗犯や街頭犯罪の防止、交通事故の防止、放火等による火災の予防に取り組みます。
地域のパトロールや学校、通学路における子どもの見守りの実施	<ul style="list-style-type: none"> 「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持って、それぞれの地域の自主的なパトロール活動や、学校・通学路における子どもの見守り活動等に取り組みます。
市や関係機関等の活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> 市や関係機関、地域の団体等が行っているパトロール活動等への参加・協力を努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有車両を使った防犯パトロール活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業者は、所有する車両に「市民生活安全パトロール実施中」等のマグネットシートを装着し、個々の業務を通じて地域のパトロール活動に取り組みます。(市内金融機関・商工会加盟事業者等)
地域のパトロール活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市、関係機関、各種団体等が行う地域のパトロールや子どもの見守り活動への参加・協力を努めます。

【施策4】 地域における自主的な活動に対する支援

地域における自主的なパトロール活動の実施や犯罪等の抑止力の向上のために、市ではパトロール活動や犯罪等の抑止に取り組む団体に対して支援を行います。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
地域におけるパトロール活動の支援	・各地域においてパトロールや子どもの見守りなどの活動に取り組む市民や各種団体に対し、腕章やベスト等の物品を貸与し、活動を行う上で必要となる知識やノウハウ等の情報提供に努めます。	防災安全課 学校教育課
街頭における防犯カメラ設置の支援	・犯罪等の抑止に向けて、各商店街等が設置する防犯カメラの機器等について、情報提供に努めます。	防災安全課

【施策5】 生活安全の確保のための環境整備

市民等が犯罪・交通事故・火災の被害に遭わないようにする、あるいは被害を最小限に食い止めるためには、防犯、交通安全及び火災予防のための環境の整備が重要です。

市は、各施設や道路等について、こうした環境の整備に取り組むとともに、市民や事業者も自宅や事業所・施設について、犯罪・交通事故・火災による被害を防ぐための環境整備に取り組みます。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
市の施設の安全確保	・市の施設が、侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、施設の安全確保及び施設周辺の環境整備に取り組みます。	各 課
交通安全施設等の充実	・関係団体等と連携を図りながら、交通事故防止につながる、区画線・街路灯（LED化）・カーブミラー・信号機・カラー舗装・自発光式交差点鎮等の交通安全施設の点検を行い、充実を図ります。 ・自転車通行環境の整備に取り組みます。	土 木 課

消防体制・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各分団に配備された消防ポンプ自動車や災害活動用装備品の更新を行い、消防活動の充実を図ります。また、防火水槽、消火栓等を整備して、消防水利の充足率を維持します。 	防災安全課
交通取締り強化の要請	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署に対して、交通事故の原因となる路上違法駐車やスピード違反、飲酒運転の取締り強化を要請していきます。 	防災安全課
街頭防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺等に街頭防犯カメラを設置することで、犯罪等の抑止に努めます。 	防災安全課
「メールけいしちょう ^{※1} 」の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁でメール配信している「メールけいしちょう」について、広報媒体を活用し、情報提供に努めます。 	防災安全課
自転車駐車場の環境整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心して利用ができる自転車駐車場の実現に向け、環境整備の充実に努めます。 	防災安全課
自転車盗難対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自転車盗難対策として、鍵の二重ロックを推奨し、盗難を未然に防ぐために、広報媒体を活用し、周知を図ります。 	防災安全課
空き家対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、国の基本指針の策定に即した空き家等対策計画の策定について、具体的な対策の検討を行います。 	都市計画課
駅周辺等の防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署に対して、犯罪の防止、客引き、駐車違反等の取り締まり強化を要請していきます。 各防犯等関係団体と協力・連携し、駅周辺における防犯・交通安全・火災予防に向けたパトロールを実施します。 	防災安全課
自転車保険等の加入促進	<ul style="list-style-type: none"> 自転車事故に対応する保険等への加入促進に努めます。 	防災安全課 学校教育課 小・中学校
自転車ヘルメットの着用促進	<ul style="list-style-type: none"> 自転車事故の安全確保に向けて、自転車利用者へのヘルメットの着用促進に努めます。 	防災安全課 学校教育課 小・中学校

※1「メールけいしちょう」とは、防犯、交通安全等の情報を配信するメール配信サービスです。

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
消火栓・消火器点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会単位で組織されている自主防災組織において、区域内の消火栓・消火器等の点検を行うなど、緊急時へ対応できる環境整備に努めます。
自宅（地域）の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面した自宅等の生垣等について、適切な管理に努めます。 ・侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、自宅（地域）の防犯・防火対策及び地域と自宅周辺の環境整備に努めます。 ・補助錠やセンサーライトの取り付けなど、住宅の防犯対策に努めます。
自転車盗難対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車盗難対策として、自ら盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。
空き家対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での空き家状況について、行政等への情報提供に努めます。
防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・門灯・玄関灯の夜間点灯を行い、犯罪の抑止に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
事業所・施設の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入盗犯等の犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、事業所や施設の防犯・防火対策及びその周辺の環境整備に努めます。 ・補助錠やセンサーライトの取り付けなど、事業所の防犯対策に努めます。
自転車盗難対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車盗難対策として、従業員が盗難を未然に防ぐために鍵の二重ロックに努めます。また、来客者には、鍵の二重ロックに努めるよう呼びかけます。
空き家対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策について、市と連携し、情報の共有化に努めます。
防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明灯等を設置し、犯罪の抑止に努めます。
緊急駆け込み場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の救済に対して、緊急駆け込み場所として、事業所を提供します。

D 土地等管理者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
所有または管理する土地等の安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・所有または管理する土地、建物その他の工作物について、犯罪や火災の被害に遭わないようにするため、防犯・防火対策を講じるとともに、周辺の安全確保のための環境整備に努めます。 ・所有する建物等を他人に提供する際、契約時に、その相手方に危険薬物の販売等及び特殊詐欺の実用に供さない旨を書面等で契約するよう努めます。 <p>また、業としての危険薬物の販売等の実用及び特殊詐欺の実用に供された場合は、契約を解除する旨を定め、解除・明け渡しを申し入れるよう努めます。</p>

【施策6】 学校・通学路等における安全対策の推進

児童・生徒が交通事故や犯罪被害に遭わないようにするため、学校・PTA、地域住民、警察署等の関係機関と連携し、学校や通学路等における安全対策を推進します。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
学校における防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織等と連携するとともに、各学校において、セーフティ教室等を実施し、犯罪被害を未然に防いだり、事件発生時に迅速かつ的確に対応します。 	学校教育課 小・中学校
通学路等の防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福生警察署や子供見守り活動団体等の関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織などと連携し、通学路、公園及び学校周辺のパトロール、子どもの見守りなどを実施するとともに、「子どもかけ込み 110 番」等の取組みを支援するなど、通学路等における子どもたちの安全を確保します。 ・通学路に防犯カメラを設置し、子ども達の見守り活動を補完します。 ・通学路の設定、変更する際は、所轄の警察署の意見を聴取します。 	学校教育課 小・中学校

通学路等の交通安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 福生警察署や関係機関、スクールガードリーダーや学校ボランティア組織等と連携し、通学路や学校周辺のパトロールや子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、子どもたちの通学路等における交通事故防止に取り組みます。また、交通安全推進委員による立哨・交通指導等を通じて、通学路における交通事故防止活動を行います。 	学校教育課 小・中学校 防災安全課
----------------	--	-------------------------

B 市民の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> 学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り、危険箇所の点検等を行い、通学路等における安全の確保に努めます。 夕暮れが早くなる時期は、玄関灯を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪抑止に努めます。

C 事業者の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
通学路等の安全対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を通じて、学校周辺のパトロールや地域における子どもの見守り活動への協力を努めます。 夕暮れが早くなる時期は、屋外照明等を早めに点灯して、子どもたちの通学路等を明るくし、犯罪抑止に努めます。

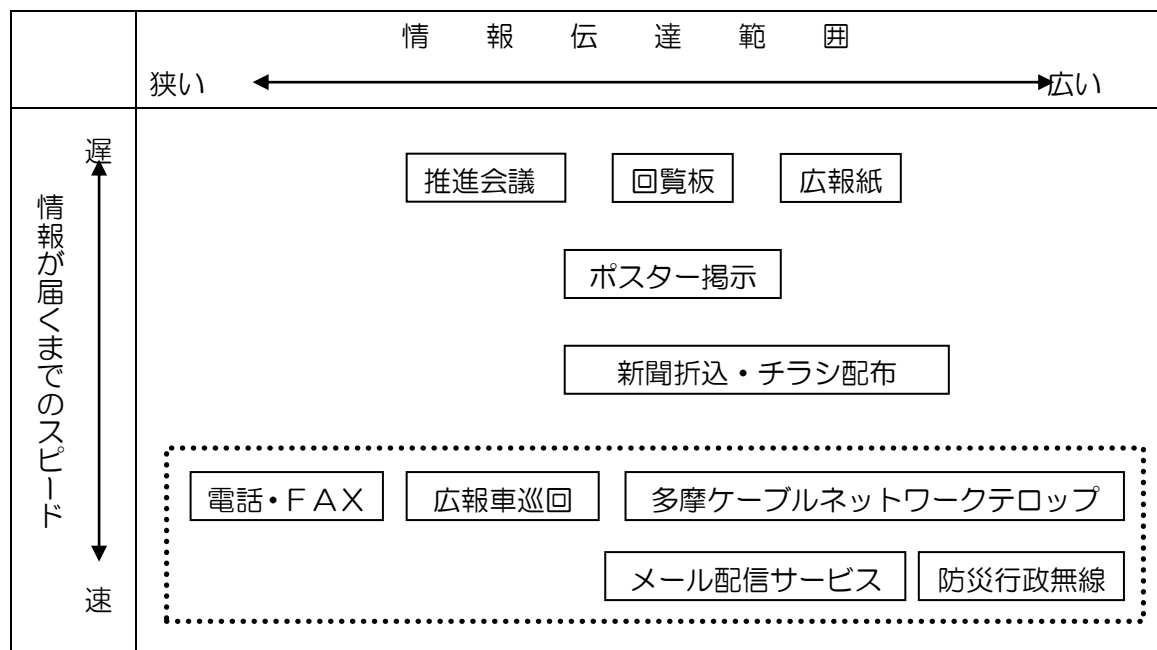
【基本方針3】 総合的な生活安全に関する施策の推進体制の整備

【施策7】 情報伝達の仕組みづくり

この計画を市全体で一体的に推進していくためには、生活安全に関する情報を、市民、事業者、市や関係機関が共有することが必要であり、それぞれが活動するうえで必要な情報を、必要な場所に伝達する仕組みづくりが不可欠です。

生活安全に関する情報といっても、緊急性の高いものや低いもの、市内全域あるいは全市民に伝達するものや、限られた地域あるいは市民に伝達すれば良いものなど、様々です。これらの情報を収集・整理し、必要なところにタイムリーに伝達するためには、効率的で有効な手段を選択して使うことが必要であることから、情報伝達の仕組みづくりに取り組みます。

●情報の種別と伝達方法



※内が緊急情報伝達手段として考えられるもの

近年の携帯電話世帯普及率（総務省公表）は約96%（平成27年末）となっており、市においても、携帯電話へのメール配信サービスを行っています。防犯情報の配信については、平成22年4月での登録者数は1,919人でしたが、平成29年12月末の登録者は9,666人となっています。

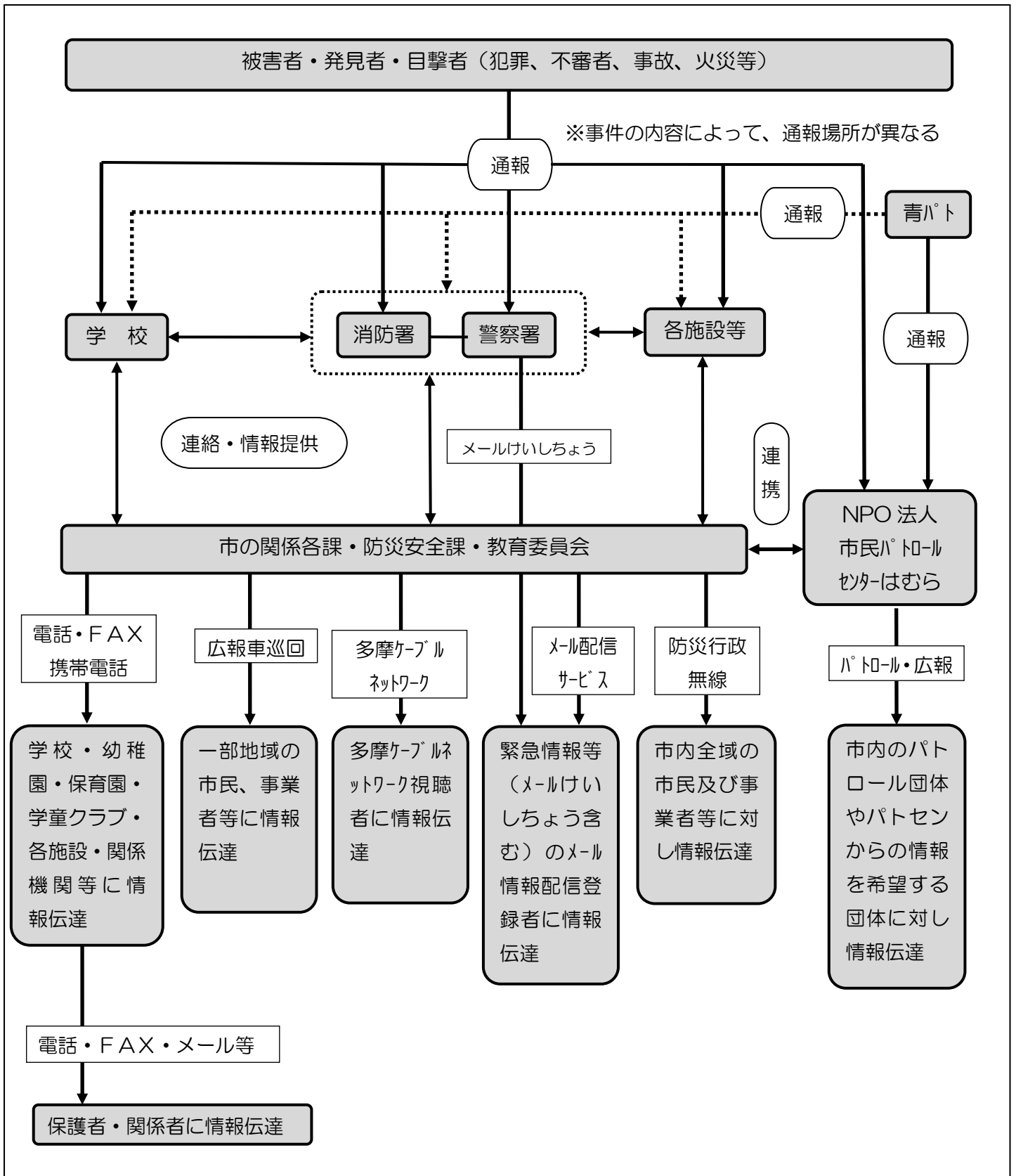
A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
情報伝達の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・福生警察署等の関係機関と連携・協力し、地域での生活安全に関する活動に取り組む市民、事業者、各種団体等に対し、的確な情報提供ができるよう取り組みます。 ・社会状況の変化に合わせて情報伝達の仕組みを定期的に見直します。 ・NPO法人市民パトロールセンターはむらとの連携及び情報の共有により、より広く情報提供ができる仕組みをつくりまます。 	防災安全課
緊急情報伝達マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報については、情報の取扱いに慎重かつ正確な対応が求められることから、緊急情報の取扱い及び伝達についてのマニュアルの作成に取り組まます。 	防災安全課

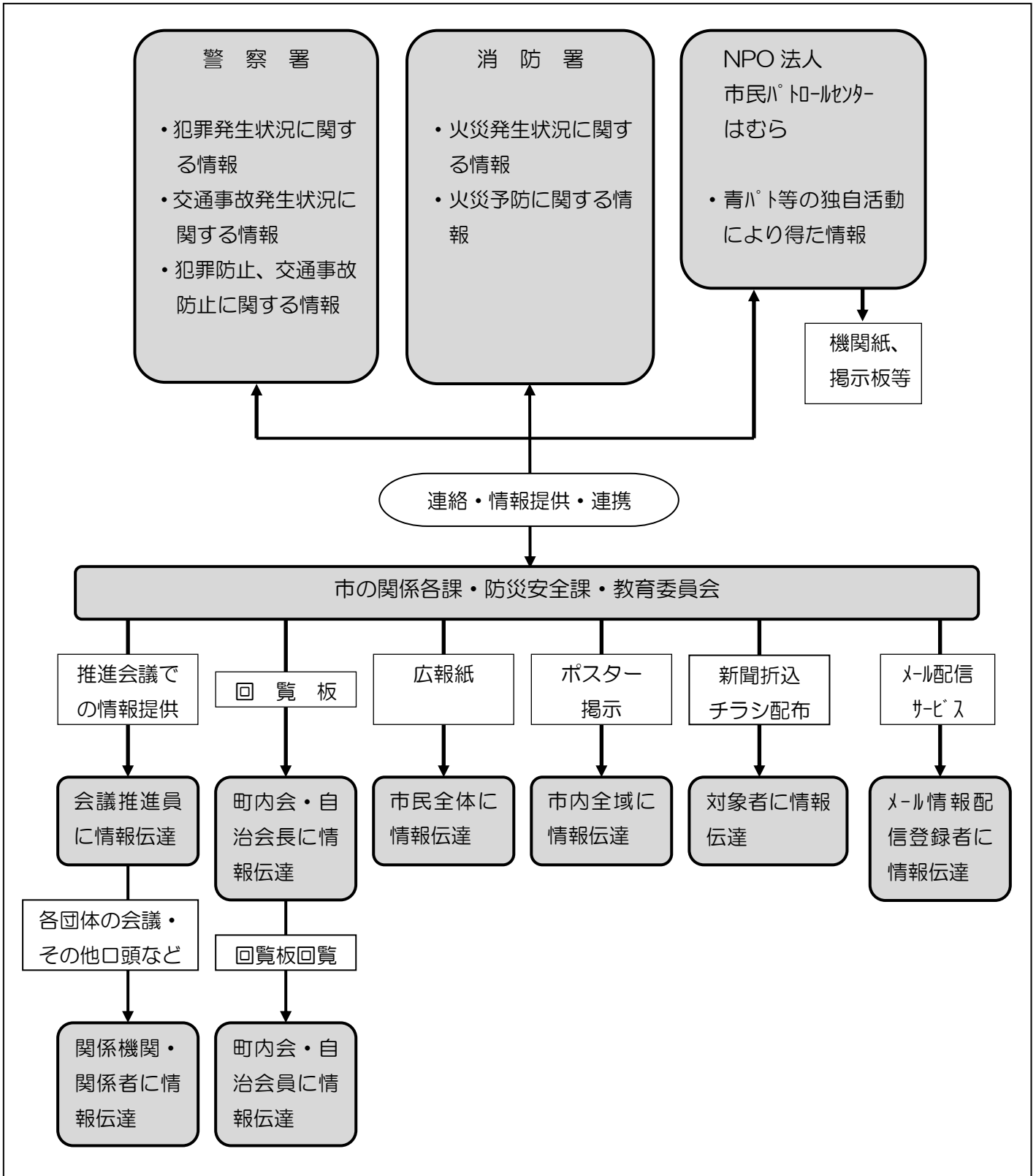
B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO 法人市民パトロールセンターはむらを拠点とした情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人市民パトロールセンターはむらが独自に収集した情報については、市や関係機関と連携して、可能な範囲内で発信していきます。 ・NPO 法人市民パトロールセンターはむら等で独自に収集した情報を、情報の交換を希望する団体に対し伝えます。
メール配信サービスへの登録の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・警視庁が行っているメール配信サービス「メールけいしちょう」や市が行っているメール配信サービスに登録し、防犯、交通安全等の情報の収集に努めます。

●犯罪・不審者・事故・火災等の緊急情報の伝達方法



●一般情報の伝達方法



【施策8】 パトロール活動等の活動拠点の運営

地域におけるパトロール活動等を活性化していくために、防犯活動の拠点となるパトロールセンターを、平成22年5月小作駅東口に、平成23年5月羽村駅西口に設置しており、犯罪抑止に向けてパトロール活動等に取り組む団体、市民等の情報交換の場として活用されています。

また、パトロールセンター以外にも犯罪抑止に向けて、市民等の情報交換の場所や福生警察署との連携・協力が必要であることから、防犯連絡所の設置を推進します。

A 市の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容	担 当 課
パトロールセンターを拠点とした情報交換の場の推進	・防犯活動の拠点となるパトロールセンター（羽村駅西口及び小作駅東口）を活用し、市民の情報交換の場として推進します。	防災安全課
防犯連絡所の設置を推進	・市内に防犯活動の拠点となる防犯連絡所の設置を推進します。	防災安全課

B 市民等の取組み

具体的な取組み	取 組 み の 内 容
NPO法人市民パトロールセンターはむらによるパトロールセンターの運営	・市で設置した羽村駅及び小作駅のパトロールセンターの運営を、NPO法人市民パトロールセンターはむらが、市が行ってきた防犯活動を担い、リーダーシップを取り、防犯活動の拠点として、パトロール活動等に取り組む団体、市民等と連携し、運営の強化に努めます。

5 計画を推進するために

【羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置】

生活安全に関する施策を総合的に推進するためには、この計画に基づく市・市民・事業者・土地等管理者それぞれの取組みの内容や実施状況について、関係機関及び各団体等が情報を共有化することが必要不可欠です。そのうえで、それぞれの効果や実施方法について検討し、より効果的、効率的な取組みを一体的に推進していくための組織体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画を推進していく組織として、次のような「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」（以下「推進会議」といいます。）を設置しています。

（１）推進会議の役割

推進会議の役割は次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 生活安全に関する各団体の取組みや活動内容、生活安全に関する情報等の共有化② 羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画に基づく施策の検討及び推進③ 生活安全に関する情報提供の仕組みづくり④ 市が実施する施策、事業等への協力 |
|--|

（２）推進会議の組織

推進会議の組織は、その役割を踏まえ、

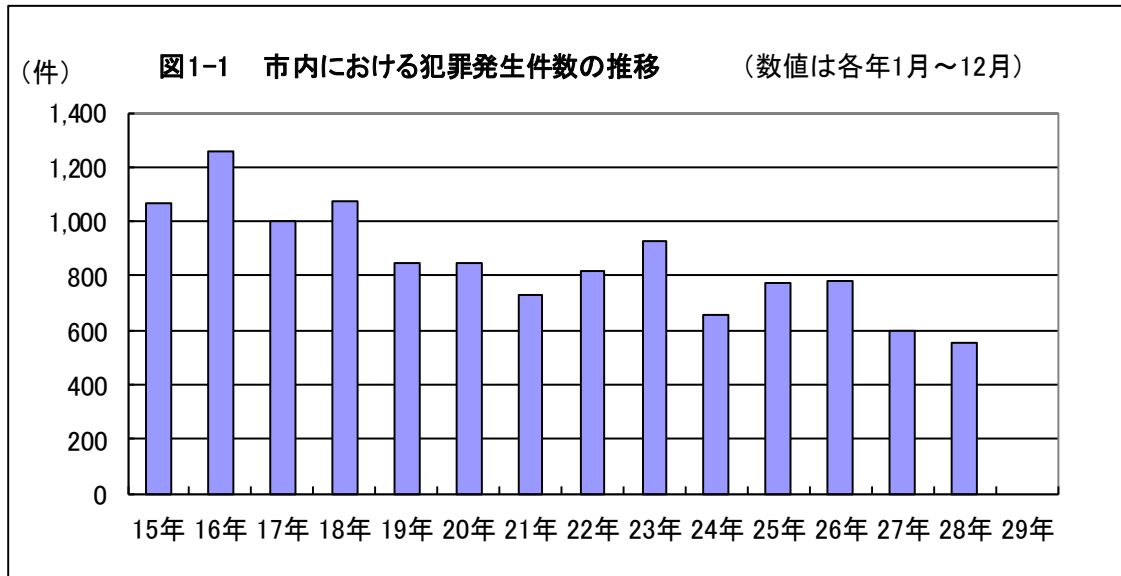
- ・生活安全に関する情報を実際に発信したり受信したりする機関、施設
- ・パトロール活動をはじめ、生活の安全を守る活動を行っている団体・組織の代表者等を中心に、学識経験者や公募市民を含め、各方面で生活の安全に関する活動を行っている団体・個人により組織されるものとします。

■資料編 羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況

1 犯罪の発生件数の推移

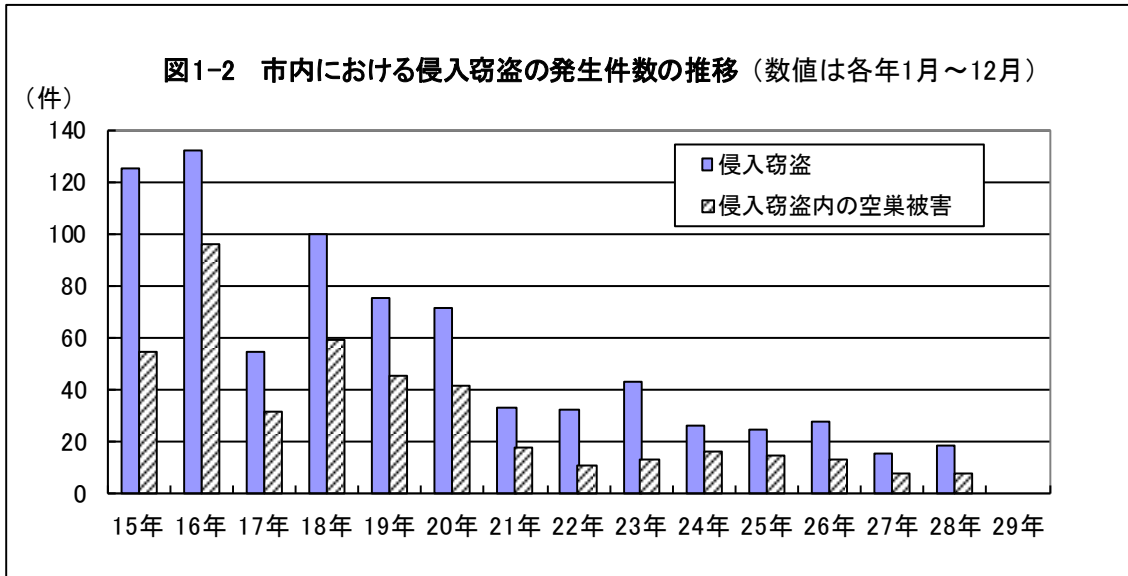
平成 15 年からの市内における犯罪発生件数の推移は、次の（図 1-1）とおりです。

平成 16 年の 1,258 件をピークに増減はありますが、年々減少傾向となっています。



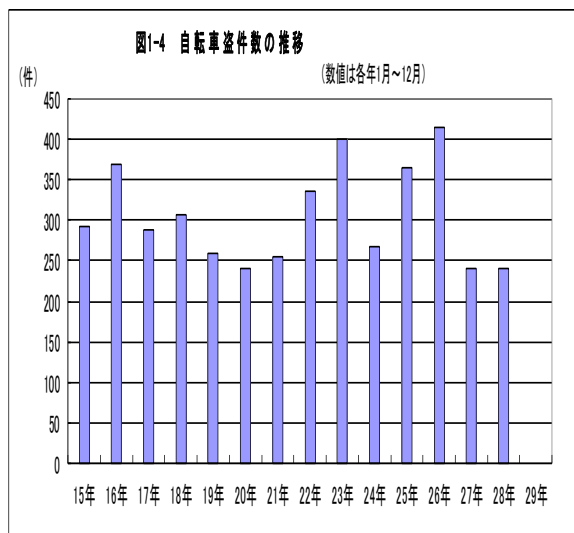
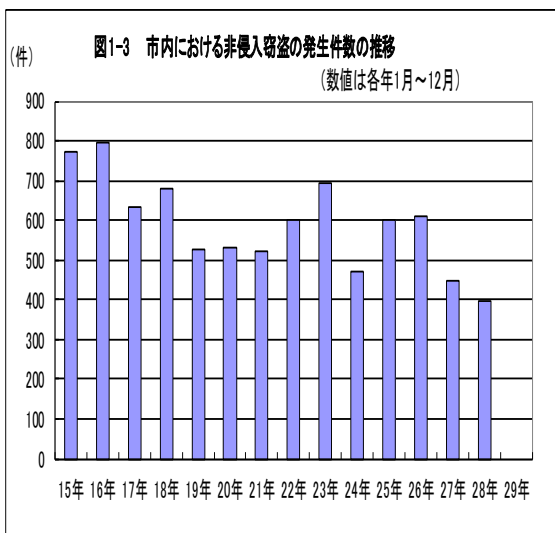
これを犯罪の種別ごとにみても、侵入窃盗（空巢、忍び込み、事務所荒らし等）、非侵入窃盗（自転車盗、車上ねらい、ひったくり等）の発生件数の推移は、それぞれ次ページ（図 1-2）のとおりとなっており、両者とも平成 16 年をピークに減少傾向にあります。

次ページ（図 1-2）の平成 15 年からの侵入窃盗の発生件数については、平成 16 年の 132 件をピークに減少傾向に転じています。なお、平成 28 年は 18 件となっています。侵入窃盗は、空巢、忍び込み、事務所荒らしなどが主なものですが、本市の場合は、平成 15 年からの全侵入窃盗のうち空巢による被害が約 54%を占めており、侵入窃盗の被害の半数以上が空巢によるものとなっています。



次に、平成 15 年からの非侵入盗犯の発生件数（図 1-3）をみると、平成 16 年の件数が最も多く、その後は 400 件から 700 件の間で推移していましたが、平成 28 年以降は 400 件以下に減少しています。

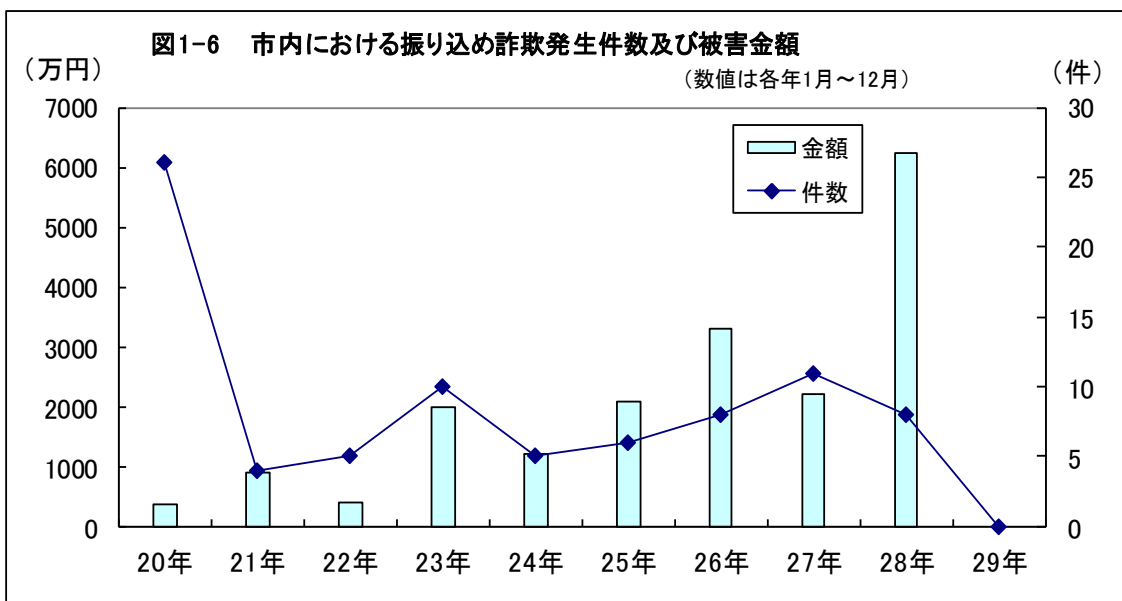
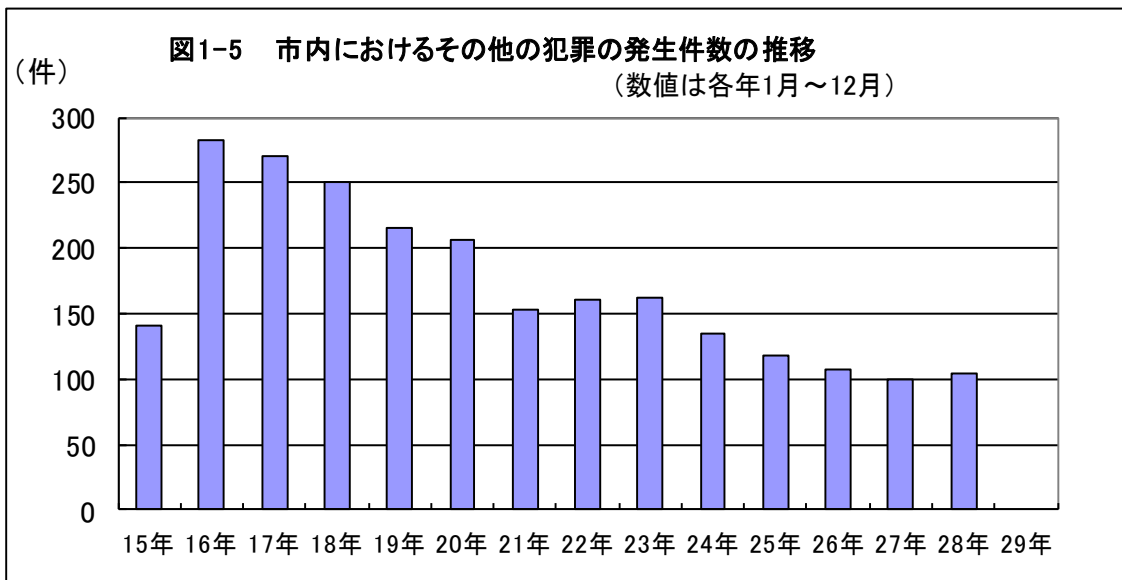
非侵入窃盗の主なものは、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、万引きなどですが、市内では、このうち自転車盗の件数が最も多くなっており、増減を繰り返してきました。しかし、平成 27 年以降は、減少傾向になっており、平成 28 年は 396 件でした。（図 1-4）



このほか、最近、全国的に振り込め詐欺等の「その他の犯罪」による被害が後を絶ちません。(図 1-5) これは、振り込め詐欺が、「オレオレ詐欺」「カード預かり詐欺」「架空請求」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」等、手口が多様化・巧妙化しているという背景があります。

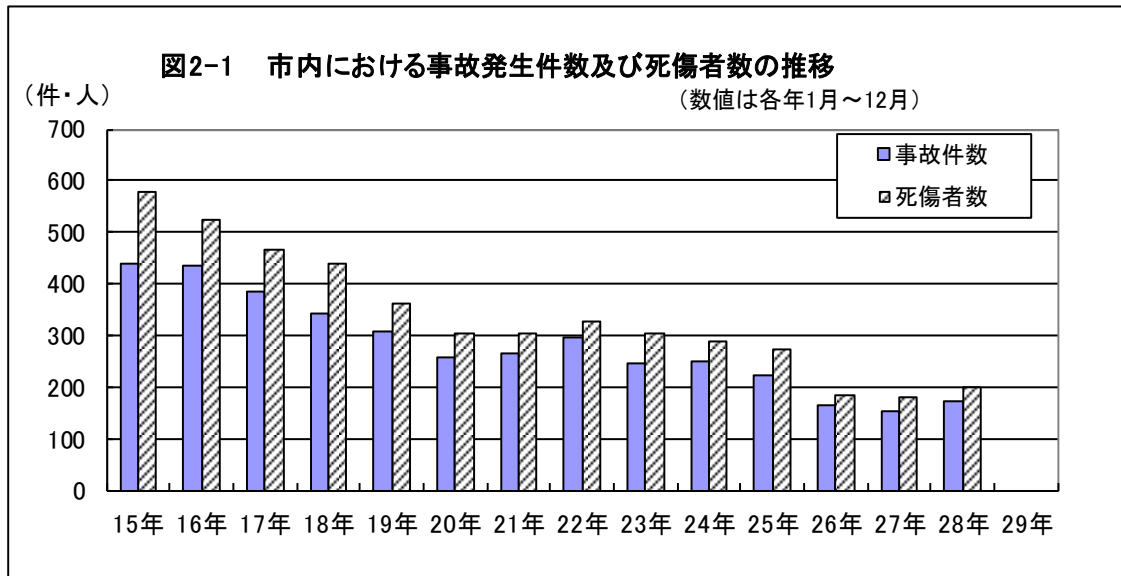
平成 15 年からの市内における「その他の犯罪」の発生件数の推移は、平成 16 年をピークに減少傾向になっています。

また、振り込め詐欺の発生件数は約 10 件前後で推移しているものの、被害金額は増加傾向にあります。(図 1-6)



2 交通事故の発生件数等の推移

平成 15 年からの交通人身事故の発生件数及び負傷者数の推移については、次の（図 2-1）とおりです。



平成 15 年からの市内における交通人身事故の年間発生件数の推移を見ると、平成 15 年の 439 件をピークに、減少傾向にあり、平成 27 年は 152 件で過去最も低い件数でしたが、平成 28 年は 171 件となり、若干の増加となっています。

また、平成 15 年からの交通人身事故による死傷者数の推移についても、発生件数と同様の推移を示しており、平成 22 年の 326 人をピークに減少傾向にあり、平成 28 年が 198 人で平成 27 年の 181 人と比べると若干の増加となっています。

平成 15 年からの交通人身事故発生件数及び死亡者、重傷者、軽傷者数の内訳

平成 15 年からの人身事故発生件数及び死亡者、重傷者、軽傷者数の内訳については、次の（表 2-1）のとおりです。

表 2-1

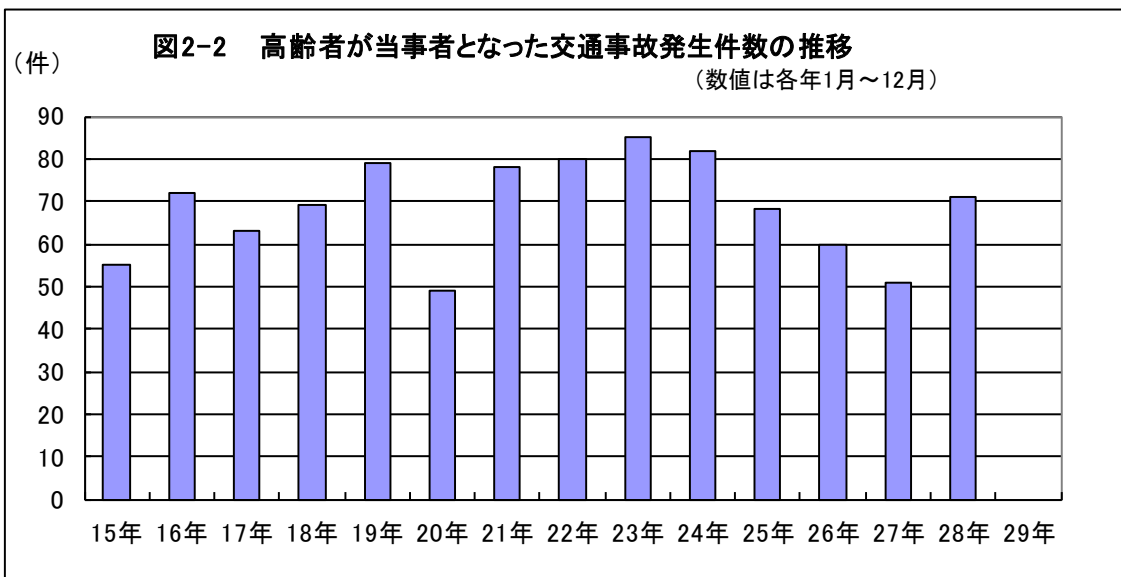
（数値は各年 1 月～12 月）

	人身事故発生件数・死傷者数内訳						合 計	
	死亡事故		重傷事故		軽傷事故			
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
15	3	3	14	14	422	563	439	580
16	1	1	12	12	424	512	437	525
17	2	2	7	7	376	458	385	467
18	1	1	3	3	340	436	344	440
19	1	1	3	4	304	356	308	361
20	0	0	1	1	257	302	258	303
21	1	1	3	3	261	300	265	304
22	2	2	1	1	291	323	294	326
23	2	2	0	0	274	302	275	304
24	1	1	0	0	250	289	251	290
25	1	1	2	5	220	266	223	272
26	2	2	0	0	162	183	164	185
27	0	0	2	2	150	179	152	181
28	1	1	1	2	169	195	171	198
29	0	0	0	0	103	84	103	111
合 計	18	18	49	54	4,003	4,748	4,069	4,847

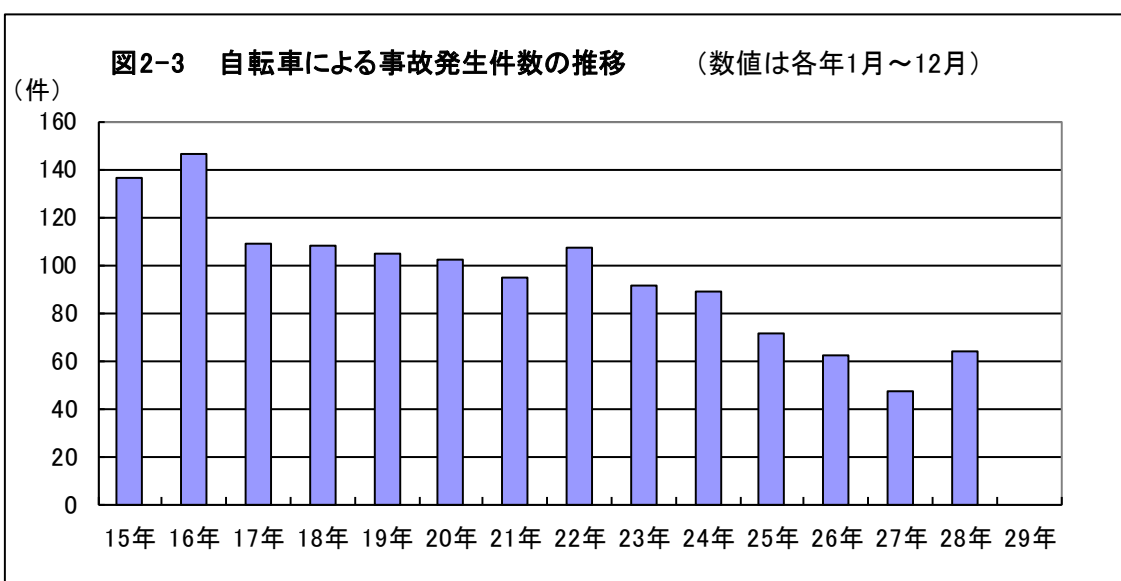
市内の交通事故件数・負傷者数は減少傾向にある一方で、最近では高齢者の事故の増加や自転車による事故が問題となっています。

なお、平成 15 年からの市内における高齢者（65 歳以上）が当事者となった交通事故の発生件数は、次ページ（図 2-2）のとおりです。

高齢者（65 歳以上）が当事者となった交通事故については、平成 23 年以降は減少傾向になり、平成 27 年の 51 件まで減少しましたが、平成 28 年は 71 件に増加となっています。



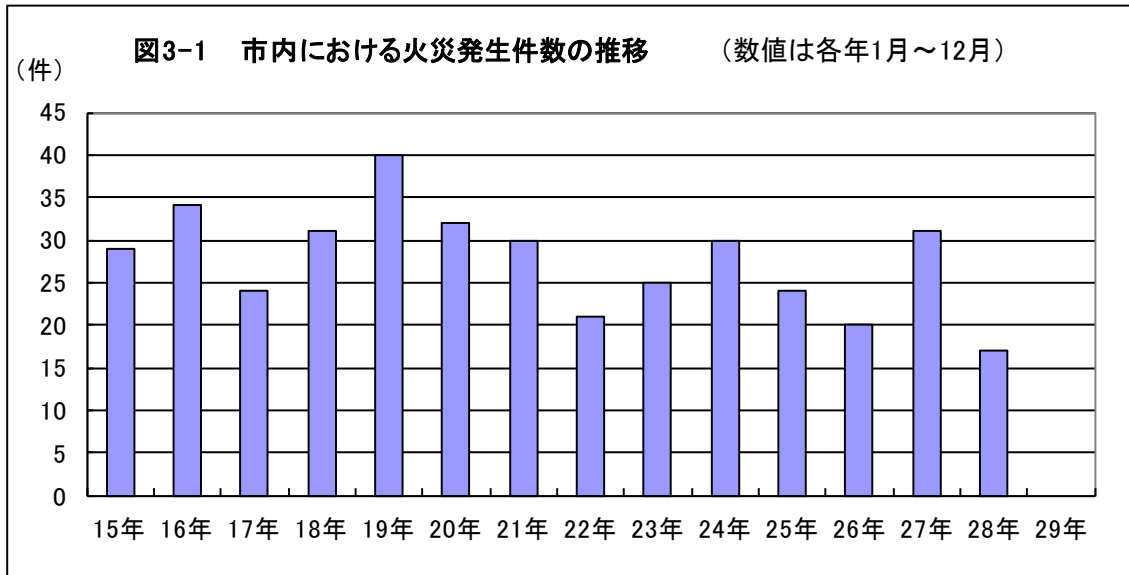
また、平成15年からの市内の自転車による交通事故の発生件数の推移は次(図2-3)のとおりです。平成16年の年間146件をピークに減少傾向にありましたが、28年は増加となっています。



3 火災の発生件数の推移

平成 15 年からの市内における火災発生件数の推移は、年間概ね 20 件～40 件の火災が発生していましたが、平成 28 年は、年間 17 件となり減少しています。

(図 3-1)



市内における火災原因別発生件数については、火災の原因としては、放火（疑いも含む。）によるものが最も多くこの 14 年間で 154 件となっており、発生した火災の約 40% を占めています。このほか、電気関係のトラブルによる出火 72 件（約 19%）、ガス器具による出火 44 件（約 12%）の順となっています。（表 3-1）

表 3-1 市内における火災原因別発生数一覧 (数値は各年 1 月～12 月)

年次	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
放火・疑い	11	13	10	11	25	14	14	8	5	8	14	7	8	6		154
たばこ	0	4	4	2	3	1	0	4	4	4	1	1	2	2		32
ガス器具	3	2	1	5	4	1	8	3	3	7	1	2	3	1		44
火遊び	2	4	1	3	0	0	2	1	2	0	0	0	2	0		17
電気関係	6	5	5	7	7	5	2	1	4	8	5	6	8	3		72
間接雷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
その他	7	6	3	3	1	3	4	4	7	3	3	4	8	5		61
火災発生件数	29	34	24	31	40	24	30	21	25	30	24	20	31	17	0	222

第四次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

(平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月)

平成 30 年 4 月発行

発行 羽村市

編集 羽村市市民生活部防災安全課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111 (内) 215・216

FAX 042-554-2921

市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp>

防災安全課メールアドレス s106000@city.hamura.tokyo.jp